

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	8
処分の種類	医療法人の設立認可の取消			
根拠法令条例等・条項	医療法第65条			
処分の概要	医療法人の病院等の休止若しくは廃止した後一年以内に正当な理由がなく病院等を開設又は再開しないときの設立認可の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(個々特殊なケースが考えられ、法令の定め以上に具体化するのが困難)</p> <p>【参考】 医療法第65条 都道府県知事は、医療法人が、成立した後又は全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を休止若しくは廃止した後一年以内に正当な理由がなく病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。</p>			
基準の制定根拠	—			